

きたろうハイキングクラブ車両使用規定

2003.3.30

第1条 車両使用規定の適用

当会の山行は基本的には公共交通機関を利用し実施するものとするが、止むを得ず、個人車両又は、レンタカー等の使用による山行実施の際の運用規定とする。但し交通事故等のトラブルについて、当会は一切関知しない

第2条 目的

この規定は自家用車両を利用する山行において事故を未然に防ぎ、参加者の責任を明確にして、車両の運用及び事故発生の際、円滑に且つ速やかにその処理を進めることを目的とする

第3条 対象

事前に車両の利用が明記された、山行計画を提出された山行に当規定を適用する

第4条 使用車両

山行に使用する車両は次の条件を満たしていなければならない

- ◇ 法定検査を受けていて、整備された車両であること
- ◇ 走行に適切な装備を搭載していること
- ◇ 任意保険に加入している車両であること
(保険の契約内容については別途定める)

第5条 運転

車両の運転に際しては次の項目を厳守すること

- ◇ 道路交通法規を遵守し安全運転をすること
- ◇ 同一運転手は2時間以上の連続運転をしない
- ◇ 運転交代要員を必ず1名以上を同乗させること

第6条 車両使用の経費の分担

車両使用に関して、発生する費用は同乗者または参加者間で均等に負担する

- ◇ 燃料費・・・・・・・・・・実費
- ◇ 道路の通行料、駐車料金・・実費
- ◇ 車両使用料・・・・・・・・・・燃料費と同額又、運転者の経費分担の軽減は同乗者間で決める

第7条 非常時の損害費用分担

事故などに係わる損害費用については同乗者の相互負担により処理することを原則とする

- ◇ 交通違反については、運転者の全責任とする
- ◇ 車両及び交通事故については付保任意保険の適用を原則として処理し、その原因が運転手にはない場合は同乗者が均等に負担する

第8条 その他

当規定にないこと及び当規定では処理が不可能な場合は同乗者又は参加者間で解決、話し合いすること。事故のわだかまり等が発生しないよう十分話し合いをする。

第9条 当規定の改廃（改訂）は総会に諮るものとする

付則

任意保険の契約内容（金額については2002年度に相応すること）

- ◇ 対人1億円以上
- ◇ 対物1千万円以上
- ◇ 搭乗者5百万円以上
- ◇ 運転手が保険の適用対象であること